

福祉委員、福祉推進員のための 小地域福祉活動ハンドブック

CONTENTS

- 小地域福祉活動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 小地域とは ●小地域の範囲●小地域の特徴・・・・・・・・・・・・ 1～2
プライバシーを守る
- 小地域福祉活動を進めるために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～6
 - 小地域福祉活動は協働活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 福祉委員の役割 ●福祉委員の活動内容・・・・・・・・・・・・ 4
- 小地域福祉活動4つの事例紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～14
 - ＜事例1＞西大路2区福祉会フレンド(日野町)・・・・・・・・・・・・ 7
 - ＜事例2＞弓削地区福祉委員会(竜王町)・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ＜事例3＞近江富士団地「ひまわり会」(野洲市)・・・・・・・・・・ 11
 - ＜事例4＞若葉町自治会「福祉をすすめる会」(大津市)・・・・ 13
- 県内市町社会福祉協議会名簿

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

平成17年3月発行

小地域福祉活動とは

かつて、多くの地域では、人と人とが地域で絆を結び、つながり、共同で暮らしを営んできました。しかし、働き方、暮らし方が大きく変わる中で、人々は地域を意識しなくても暮らすことができるようになりました。そうして、次第に地域における人々の絆やつながりが薄れてきました。

しかし、例えば、先の阪神・淡路大震災は、地域において人々が助け合い支え合い、自分たちの地域を自分たちで守り、育てていくことが、緊急の際はもちろん、日常の住みよい地域づくりのうえでも欠かせないことを教えてくれました。

ところが、最近一人暮らしの人が、亡くなって相当な時間がたってから発見されるという事件や、児童虐待、さらに「餓死」という事件が相次いで起こっています。

これは、困りごとがあっても周りの手助けを求めることができず、問題をかかえこんでしまい、孤立してしまっている人たちの問題を改めて地域に投げかけているといえます。

SOSを発信できず、地域で孤立してしまっている人たちや社会的に弱い立場におかれている人たちを、地域の力でどう支え、守るのかということが、今、地域で考え、取り組むべき最も大切なことになっているといえます。

小地域福祉活動とは、このような問題に対して、私たちの生活の場である身近な地域で、誰もが安心して、生きがいをもった生活を送ることのできる地域づくりを目指して、住民が力をあわせて、社会福祉協議会等の専門機関と協力し合いながら進める、住民主体の福祉活動です。



小地域とは



小地域の範囲

小地域とはどのような範囲を指すのでしょうか。小地域とは住民にとっての「生活の基礎範囲」であるといえます。地域によって違いはありますが、最も身近な範囲である近隣、それよりも大きい自治会や字、さらに小学校区、中学校区と大きな範囲になります。





小地域の特徴

小地域には、小地域ならではの特徴があります。

①日常生活を送り、日常的に互いの顔が見える範囲

小地域は私たちが日常生活を送る場です。そして、日常的に住民の顔が見える範囲といえます。これは日常的に住民同士が話しあい、交流することのできる範囲といえます。

②住民自治活動を行う基本単位

自治会などで住民が自治活動を行う基本単位で、住民が協力し合って地域自治を行う場です。

③福祉課題に気づく場

顔の見える範囲だからこそ、SOSを発信している人の存在に気付きやすいといえます。

また、問題を早期発見し、対応が可能な範囲であるといえます。

④福祉活動を行う場

地域の福祉問題に対して、日常生活の一環として福祉活動を行うことが可能な場です。

住民が気軽に福祉活動に参加することができる場です。



プライバシーを守る

- 活動上知り得た個人の秘密はみだりに口外してはいけません。噂となって広まれば、信頼関係はたちまち崩れ、その人を深く傷つけてしまいます。
- 活動上知り得た個人の秘密は、相手の同意を得て、問題解決のみに活用し、他の目的に使ってはいけません。
- 個人の秘密が記載された書類の保管管理には細心の注意を払いましょう。委員会で管理規程等を作成することも大切です。
- 明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生の時、あるいはそのおそれがあると判断されるときは、生命や身体の安全を守ることが優先されます。

小地域福祉活動を進めるために

小地域福祉活動は協働活動です

小地域福祉活動はひとりの力ではできません。地域の多くの人が協力して活動することによって、一人ではできないことが可能になります。

そして、継続できる活動となり、地域に定着し、地域の暮らしになくてはならないもの（社会資源）となります。いざ、生活になんらかの障害が生じたときにも地域で安心して暮らすことのできる、安全網にもなります。そのためには、組織的な活動の推進が必要です。

県内の多くの地域で、自治会、字を単位とした小地域福祉活動推進組織として「福社会」や「福祉委員会」が、小学校区や旧町単位では「学区社協」「地区社協」が組織されています。

小地域福祉活動推進組織には、その担い手である「福祉委員」「福祉推進員」および「福祉協力員」が設置されています。（ここでは、これらを総称して「福祉委員」とします。）

小地域を活動対象とする地域ボランティアも、その活動そのものが小地域福祉活動推進組織として機能している場合があり、福祉委員とともに「車の両輪」といえます。

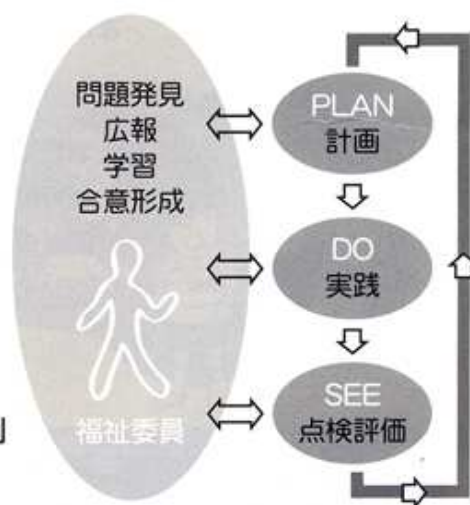
※事例3はボランティアグループそのものが小地域福祉活動推進組織となっているものです。



福祉委員の役割

福祉委員は、小地域福祉活動のリーダーです。
具体的には次のような役割が期待されています。

- 地域での福祉課題を把握（発見）する役割
- 把握した福祉課題への対応について、
関係者をあつめ、協議（会議）をする役割
- 活動計画をたて、取り組みを実行し、評価する役割
- 福祉課題や取り組みを住民に知らせ、ともに学ぶ役割



民生委員児童委員との関係は？

民生委員児童委員は、民生委員法により常に住民の立場にたって相談援助を行う者と規定され、地域福祉の担い手としての役割が明確に位置づけられています。

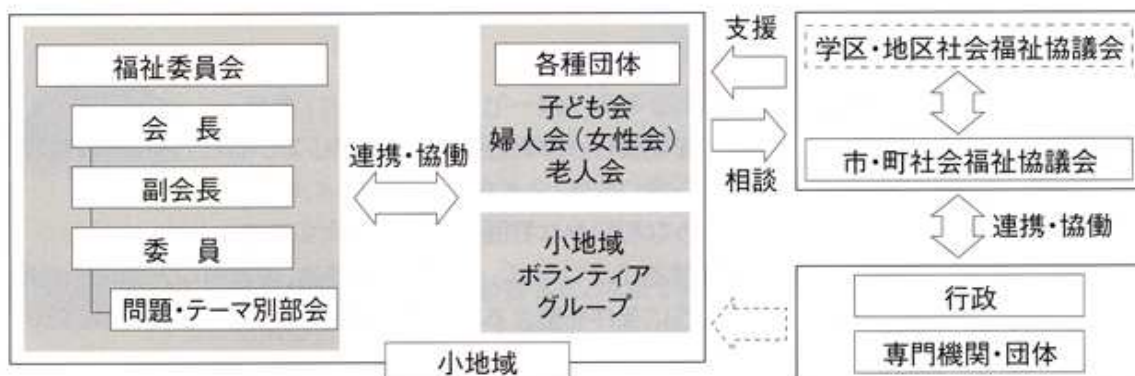
具体的には、要援助者に対する自立援助活動や福祉サービスの利用に関する支援、事業者等との連携、そして、社会福祉関係行政機関への協力機関としての役割があり、守秘義務があります。

それぞれの役割を尊重しつつ、住民の自主的福祉活動のパートナーとして活動していくことが求められています。



推進組織の例

自治会・字(あざ)を単位とした推進組織



福祉委員の活動内容

福祉委員の具体的な活動内容は、主につぎのようなものがあります。これはあくまで例示です。地域の福祉課題に応じて、活動計画をたててすすめましょう。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 住民への福祉学習・啓発活動 | ② 福祉問題発見活動 |
| ③ ふれあい・交流活動 | ④ 見守り・助け合い活動 |

なお、活動を通して明らかになった課題について改善策の提案をしていくことも大切な役割です。

1 住民への福祉学習・啓発活動

地域住民が社会福祉への関心をもち、福祉活動に参加する気持ちを高めるように学習や啓発活動を実施します。

美化活動

- ・空き缶拾い、児童公園の清掃などの地域の美化活動は、地域住民が参加しやすく、また、地域の共通の利益のために力を合わせて行う活動です。子どもと大人と一緒に参加することで、地域における福祉教育としての役割ももちます。

7頁

福祉(体験)講座 ボランティア講座

- ・「福祉講座」を開催し、社会福祉についての理解をすすめます。講座のプログラムは、社会福祉に関する講演会をしたり、グループに分かれて地域の福祉課題について話し合うという方法があります。
- ・講座は話を聴くだけではありません。「福祉体験講座」として、実際に車椅子にのって、地域の不便なところをチェックしたり、社会福祉施設等でボランティア活動を行うなど、体験を通して社会福祉を学ぶことも大切です。
- ・また、小地域でできるボランティア活動についての講座を開催し、地域住民が福祉活動へ参加する気持ちを高めます。具体的にボランティア活動の場を設定し、実際に活動を体験することが大切です。

広報誌の発行

- ・福祉委員会の活動の様子や、福祉講座の内容などを広く地域住民に伝え、社会福祉への理解をすすめるために広報誌を定期的に発行します。

2 福祉問題発見活動

地域の福祉問題を発見、把握する活動です。問題について住民がともに考え、課題を共有化し、協働するために大切な取り組みです。

小地域懇談会

- ・小地域での座談会を開催し、地域住民が地域で感じていることや地域で起きている問題を話し合います。
- ・みんなが話せるような和やかな雰囲気づくりが大切です。
- ・世帯主だけが参加するのではなく、一人暮らし高齢者、障害者など地域の当事者が参加できるように条件を整えることが大切です。

福祉マップ (地図)づくり



「福祉のまちづくり点検マップ」

自分達の地域の福祉の状況を地図に落とします。福祉施設や車椅子トイレの所在、ベビーカーや車椅子が通りにくい道路のチェックなどを行う中で、福祉のまちづくりのための課題が見えてきます。

「ふれあい・支え合いマップ」

近隣の助け合い活動や日常の見守り、緊急時の素早い対応などのために、民生委員を中心に自分たちの地域にどのような人がいるのかを確認し、地図上に整理します。

9頁

意識調査 実態調査

- ・地域住民を対象に定期的に社会福祉に関する意識調査や実態調査を実施し、福祉課題を把握することも大切です。

3 ふれあい・交流活動

地域住民同士がふれあい、交流する活動を通して、つながりや地域での居場所をつくるための活動です。「孤立」が社会問題となっているなか、小地域だからこそできる取り組みといえます。

ふれあい・交流活動を通して地域の福祉問題を発見・把握し新たな活動へ展開したり、見守り活動の役割を果たすなど大切な取り組みです。

11頁

ふれあいサロン

- ・ふれあいサロンは、歩いていける範囲で、気軽に参加できる地域住民のふれあいやつながりの場づくりの活動です。
- ・プログラムやメニューにこだわる必要はありません。「お世話する人」「される人」という区分がなく、同じ地域住民同士、一緒に場をつくるという考え方が大切です。



世代間交流

- ・自治会館や公民館を使って、子どもと人生の大先輩である高齢者が交流するなど、世代間での交流をはかり、世代間でのつながりづくりをすすめます。
*「ふれあいサロン」は世代間交流の場としても有効です。

ふれあい食事会 (会食会)

- ・「孤食」をしている人が一緒に食事を楽しむことによってふれあいやつながりづくり、仲間づくりにつながります。
*「ふれあいサロン」で食事会をすることも有効です。

つどい

- ・介護者や一人暮らし高齢者など、地域で共通の課題をもつ人たちが一緒に集い、交流し、悩みや困りごとを話し合います。これは、「ひとりではない」という安心感をもち、孤立することを防ぐためにも大切です。

子育てサークル

- ・子育て中の親がつどい、子育てについての悩みを話し合ったり、一緒に活動、行事をして楽しむことを通して、仲間づくり、つながりづくりをすすめます。

4

見守り・助け合い活動

安否確認

- ・一人暮らしの高齢者など、地域で見守りが必要な人を対象に、近隣やボランティアが声をかけたり、雨戸が閉まりっ放しになっていないかどうか、新聞や郵便がたまっていないかを確認したりして、安否確認を行います。
- ・また、自治会の回覧板をまわすときに併せて行うのも有効です。



■ お弁当の配食活動

- ・地域のボランティアグループが、安否確認が必要な人たちにお弁当を配ります。お弁当を渡しながら「最近どうですか」と声をかけるなどして、見守りを進めます。

■ 郵便配達、新聞配達の方への協力依頼

- ・郵便配達や新聞配達の際に、配達員さんに新聞や郵便がたまっていないか確認してもらい、たまっている場合、福祉委員に連絡するなどして安否確認を行います。

14頁 ◀ 助け合い活動

- ・たとえば、高齢者の一人暮らしの場合は、ゴミ出しは大変な仕事です。近隣で声を掛け合い、ゴミ出しを手伝うなど、日常生活のちょっとした手助けを行います。「助け」「助けられ」をお互いさまとして助け合い、支え合いの地域づくりがすすみます。

事例1

西大路2区福祉会フレンド

日野町

きっかけは・・・

民生委員と福祉協力員の有志が集まってつくられた「福祉部」が、西大路2区福祉会フレンドの前身です。

福祉部では、福祉会を立ち上げるまでの1年半ほどの間、勉強を続けながら、福祉講座等を企画して区全体への福祉の啓発や、広報紙の発行など地道な活動を続け、平成7年4月に自治会からの協力も得て、ふれあいサロン活動が始まりました。そして、それをきっかけとして、その年の7月に「西大路2区福祉会フレンド」は生まれたのです。

ふれあいサロンは、乳母車を押して気楽に集まれる場所として、区の会所において開き、一緒に区全体の誕生会もひらくことで世代を超えた仲間づくりも目指していきました。



「福祉協力員」制度

平成4年（1992年）度から日野町全域で、町社会福祉協議会の呼びかけにより「福祉協力員」は設置されました。

社会福祉・地域福祉に関心がある住民の中から、区長が民生委員らと協議の上で選任し、町社会福祉協議会会長が委嘱しています。概ね20戸から1人選出され、任期は2年。

福祉協力員の役割は、地域の中で活動し、たえず民生委員と連携を保ちながら、地域住民と共に、福祉のまちづくりを推進することです。

継続していくための活動内容

●0歳からお年寄りまで区民全員が対象者

◎「お誕生日はありがとうの日」を実施

2区福祉会では、全区民を会の活動の対象と考えて事業に取り組みました。例えば、「お誕生日運動」では最初は、ふれあいサロンでのお誕生日のお祝い[おめでとう]から、その後、知的障害についての理解を求める神戸の「お誕生日ありがとう運動」を知り、与えられた命に感謝する日として、子どもたち等からの協力をえて「お誕生日のしおり」をつくり、「お誕生日はありがとうの日！」と書いた絵つきのしおりを福祉協力員が誕生日の方、1人ひとりの家を訪ねて配りました。

◎多種多様な「ふれあいサロン」活動

福祉に限らず環境や歴史の講座、防災訓練、そして、ふれあいのイベントなど、近年は、毎月1回は様々な講座やイベントを開催しています。

区民の皆さんと一緒に自分たちに関わる問題をとおして自分たちの住んでいる地域のことについて考えたり、交流を深めたりと、多種多様な内容になっています。

「ふれあいサロン」活動（平成15年度）

4月	お花見会	10月	歴史講座
5月	介護講座	11月	スポーツの集い
6月	環境講座	12月	歳末行事
7月	納涼祭り	1月	お食事会
8月	防災訓練	2月	交流会
9月	敬老の集い	3月	役員研修

●活動はまず仲間づくりから

西大路2区福祉会フレンドにおいても、福祉協力員は重要な役割を担っています。2区福祉会の中には、主に福祉協力員と、協力員としての任期が終わった後も継続して関わっている「ボランティア」とで構成している運営委員会が置かれており、それぞれ活動を分担して取り組まれています。

福祉協力員は任期ごとに交代していきますが、それを機会にどんどん福祉会に関わってくれる人を増やして、仲間の輪を広げていきたいとの思いです。

2区福祉会では、普段の暮らしの中で感じたこと、思ったことを大事にして、自分たちのやりたいこと、できることを実践してきました。だからこそ楽しみながらおこなえたという面があります。

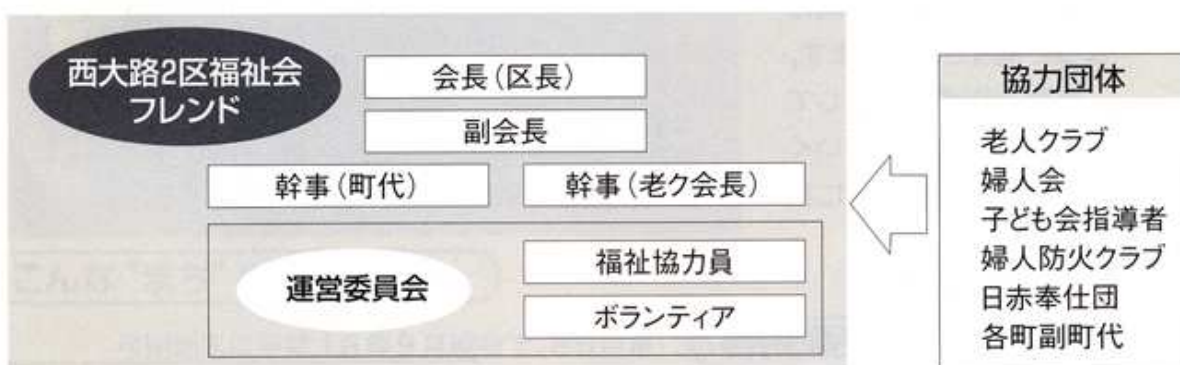
いろいろな活動

◎『ひだまりサロン』

"おばあさんのおしゃべり会"。老人クラブと調整しながら毎月1回開催。

◎『ふれあい喫茶「わすれな草」』

手作りケーキ等を持ち寄って、区の中での仲間づくりと居場所づくり



こんな“まち”を目指して

10年の歩みと新たなステップ

区民全員の「ふれあいの場」を多くつくることを主な目的とした福祉会ができてから10年が過ぎました。

この10年という節目で、今までの歩みをまとめて、活動を振り返るとともに、区の外から人を招いて、福祉会とは別に「2区の福祉を考える会」を結成しました。

この会は2区福祉会の活動を外部からみてもらい、別の立場から率直な意見をもらって、もっとこの西大路2区を安心して住み良い地域となるように提案をしていくことを目指しています。

平成16年11月で、西大路2区は64世帯275人。福祉の分野に限らない、地域での活動の「実行委員会」として、2区福祉会の役割は大きいと考えられます。

● きっかけは・・・

弓削地区では、町社会福祉協議会からの提案によって、高齢者への支援を目的とした、ふれあい・いきいきサロンに取り組み始めました。このサロン活動もきっかけとなって、平成8年8月に「弓削地区福祉委員会」が創設されました。

弓削地区福祉委員会は「(弓削)地区住民の福祉の向上を図り、明るい家庭、健全な社会、住みよい地域づくりに努めること」を目的として、そのメンバーは、福祉だけに限らず地域で活動する団体や組織によって構成されています。

また、福祉委員会としても、その活動を担っていく「福祉協力員」を独自に設置しました。



弓削地区 福祉委員会

相談役(自治会長)	
会 長(福祉委員)	監事(自治会会計)
副会長(協力員)	
会計(健康推進員)	
事務局長(組長代表)	
委員	委員(自治会副会長)
	委員(シニアクラブ)
	委員(日赤奉仕団)
	委員(民生委員児童委員)
	委員(協力員)
	委員(健康推進員:3名)
	委員(女性会:2名)

※委員会の委員の任期は1年(ただし、再任は妨げない)
 ※福祉協力員:福祉委員会から、地域活動に熱意のある人を任命。

● 継続していくための活動内容

● 『福祉まちづくり区民意識調査』を実施

平成9年8月に、弓削地区福祉委員会は、区内に住む20代～70代の男女全員を対象として、区民の問題意識や委員会への要望を把握し、今後の活動の参考とするために『福祉まちづくり区民意識調査』をおこないました。

その調査によって、例えば、老後の生活に対して不安を感じているのは、全体で半数以上、そして不安に感じていることで多いのが「自分や配偶者が病気になったとき」で男女ともに30%以上で1番多かったことがわかりました。

また、この調査では、区の集会所(コミュニティセンター)の活用方法についても、直接区民の皆さんに聞き、右のような意見が数多く見られました。

“コミュニティセンター”の活用について

- ・ 子どもからお年寄りまで利用して、会話をしたり、生きがいや憩いのある場所の確保
- ・ 老人の憩いの場
- ・ 図書室の設置と子どもへの開放 他

●区民全員を対象にした"ふれあい"の場づくりを目的に

意識調査の結果から、区民全員を対象にした"ふれあい"の場づくりを目的として、コミュニティセンターを開放しました。

子どもたちに向けての「しあわせ文庫」の設置や、また誰もが参加しやすいようにバリアフリー化もすすめました。センターの周りの砂利道の舗装や、集会所の中での手すりの設置、車イス利用者のためのスロープやトイレの改装…、高齢者だけでなく誰にとっても利用しやすいように環境面も整えました。

そして、日曜日には特に概ね70歳以上の高齢者を、土曜日には区民全員に声をかけ、ふれあい・いきいきサロンを実施していったのです。



こんな"まち"を目指して

弓削地区は平成16年9月現在で、85世帯・350人弱、そのうち、高齢者は82人と区の約4分の1にあたり、今後さらに高齢者が増えていくことが予想されます。

●日常生活のちょっとした手助けが大切「生活支援利用券」

高齢者を対象に、日常の生活の中で自分ではできずに困っていること、例えば、買い物や病院へ行きたいが交通の手段がないといったこと等に対して、利用券によって近隣にいるボランティアが支援をします。

この取り組みは、付近で唯一の商店がなくなったことがきっかけで始まりました。

福祉委員会では生活支援利用券の取り組みをとおして、自然な形で区民同士のつながりができて、支え合う関係を育てていくことが大きな目標なのです。

いろいろな活動

◎福祉委員会の活動費は会費を徴収

弓削地区福祉委員会では、自治会費とは別に、福祉委員会としての会費を各戸より月々100円徴収しています。これが福祉委員会にとって重要な活動費となっているのです。

また、自治会からも助成金から出ており、これらの資金を利用して、区民全を対象に活動を展開しています。

◎「ボランティアの日」を実施

1年で3回、ボランティアの日を定め、地域での空き缶拾いや日野川の清掃活動をしています。

生活支援利用券

No. 00001

100円券

生活支援ボランティアを利用される場合に、ボランティアの方に一回につき、この利用券を一枚お渡しください。

平成16年10月1日発行

滋賀県蒲生郡竜王町弓削
弓削福祉委員会

事例3

近江富士団地「ひまわり会」

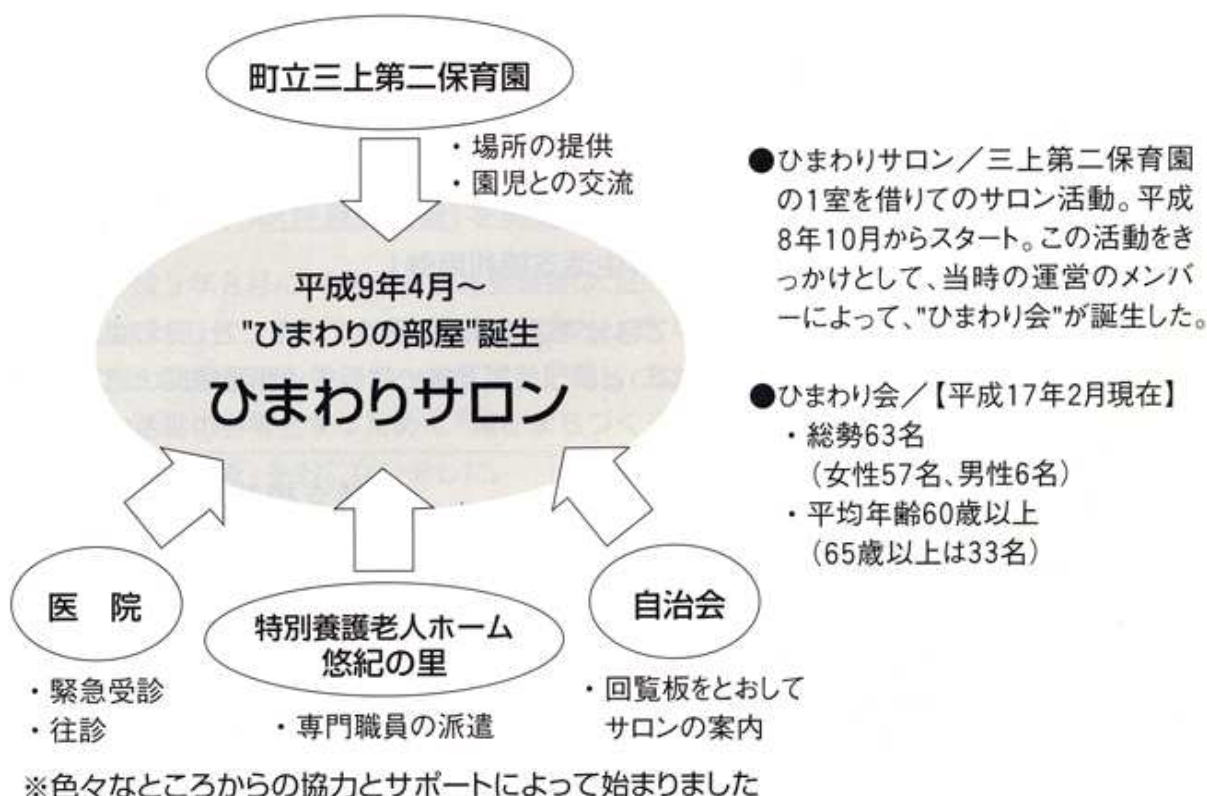
野洲市

きっかけは・・・

近江富士団地のすぐ近くにある特別養護老人ホーム悠紀の里への施設ボランティア活動が、ひまわり会の原点です。この施設ボランティアは現在も続けられていますが、その活動をとおして、地域にとってのサロンの必要性を身をもって感じるようになりました。

その後、施設長からの提案もあって、目前にある団地の高齢化に向けて、高齢者のための憩いの場としてサロンを開設することになりました。

団地の有志によって、近くの保育園の1室を借りることができ、歌や踊りや民謡、それを聞きながら手芸など、にぎやかに、そして、参加しているお年寄り同士、おしゃべりを楽しめるよう運営しました。また、保育園の園児とも各行事で交流していきました。



継続していくための活動内容



●お茶の間づくり「サロン虹」

ひまわりサロンに参加されている人は女性が多く、男性も含めてもっと多くの人に参加してもらいたいという思いから、平成15年8月より旧幼稚園で新たに取り組まれたのが「サロン虹」です。

平日の月～金まで毎日開催し、近江富士団地での「お茶の間」になるよう、運営が工夫されています。喫茶店のようにお茶やコーヒーを注文して、ゆったりと話すことができ、また参加者は囲碁や将棋、卓球台で自由に遊ぶこともできます。このサロンでは、特に決まったプログラムがないのが特徴です。

また、配置されている物品のほとんどは、団地での廃品を回収して利用している、いわゆるリサイクルの品ばかりです。テーブルや椅子はもちろんのこと、文庫本や漫画なども多くあり、ひまわり会の活動が多くの人に知られるようになった最近では寄付を受けることも増えました。

こんな“まち”を目指して

ひまわり会は、近江富士団地を担当する6人の民生委員と一体的に活動をおこなっています。それは高齢者や子ども、あるいは子育て中の親などへの支援において、お互いの活動が地域にとっても欠かせない不可分のものだからです。

近江富士団地はその形成から約30年が経過します。約740世帯、2,000人を超えていますが、少子高齢化は進んでおり、以前に比べて小学校入学児童の数が少なくなっています。

また、今後はいわゆる団塊世代が新たに高齢期を迎えていく中で、ひまわり会での活動はますます大切になっていくでしょう。長年活動してきたひまわり会は、今では会そのものが団地の住民自身の地域活動の受け皿ともなっているからです。それまでは「地域」や「近隣」とも、つながりがあまりなかったからこそ、ひまわり会の活動へ参加したという人も少なくなく、これからも“近江富士団地”という地域に根ざし、住民同士の日常的な対話と交流を盛んにし、協力していく関係を築いていくことが大切です。

いろいろな活動

“サロン虹”と同じ時期に、子育て支援活動として、乳幼児の子どもと親を対象に、こちらも平日の月～金まで、毎日活動をおこなっています。

◎『さくらんぼクラブ』

遊ぶ部屋と園庭を開放して、子育て真っ最中の保護者が集まって、仲間づくりの場として、子どもたちは一緒に遊べて、親同士が交流をしています。



事例4

若葉町自治会「福祉をすすめる会」

大津市

きっかけは・・・

●「いつまでも皆で安心して暮らせるまちにしよう!」

大津市唐崎学区の住宅地である若葉町では、活発な自治会活動が30年以上続いています。住民同士の絆の強さと活気が感じられる“福祉のまち”の活動を主体的に進めている組織が「福祉をすすめる会」です。

若葉町では、平成12年に住民の理解と協力により自治会館が建設されました。会費を値上げしてまで建てた自治会館の有効活用を考えた時、「若葉町にも必ず高齢時代がやって来る。今から取り組んでおいて、このまちをいつまでも住民が安心して暮らせるまちにしよう!」と、福祉活動の充実が必要だという声が高まりました。

そこで、福祉活動に重点的に取り組むため、自治会から福祉活動を独立させ、「福祉をすすめる会」活動がスタートしました。



継続していくための活動内容

●自治会からの独立と連携

会の活動費は自治会費から計上されていますが、自治会から独立した組織です。福祉のまちづくりを地道に継続していくためには、一年任期の自治会の充て職では難しいと考え、自治会員から有志を募り、ボランティアによる組織「福祉をすすめる会」としました。

●参加しやすいこと・みんなで力を合わせて無理なく福祉活動をすすめること

「住み良いまちづくり」は個人の力だけでは実現できません。福祉をすすめる会は、みんなが参加しやすいように、また、力を合わせて無理なく福祉活動をすすめていけるように、次のことをモットーとしています。

- ①出来ることから、やりたい人、出来る人が、みんなで楽しく活動する。
- ②気軽に楽しく寄る場所と仲間づくりをする。
- ③情報が伝わるための仕組み・仕掛けを考える。
- ④みんなの思い・気づき・つぶやきをカタチにする。



活動内容は、形式的な会議ではなく、活動に参加している人たちの「次はどうしよう?」「これがしたい!」「うん、やってみよう!」というような、気軽な話し合いの中で決まっています。「まず、やってみよう!問題は出たときに考えよう」という柔軟な姿勢が参加者を増やし、力強い継続を支えています。

高齢者支援だけでなく、地域に幅広く役立てる会にしようとしてきたことも活動の輪を広げることに有効でした。

いろいろな活動

- ◎『ふれあいサロンわかば』
気軽に立ち寄れる「場所」と「仲間づくり」
- ◎『お達者教室』
簡単なトレーニングと楽しいゲームで元気老人改造計画
- ◎他にも、自治会の親睦事業(地藏盆、納涼祭、餅つき、遠足など)で異なる世代がふれあい、交流できるような企画(おでん、豚汁づくりなど)を担当しています。



こんな“まち”を目指して

●「ふれあいホットライン」-ご近所助け合い活動



会の活動が地域に根付きだした平成14年から開設されました。専用の携帯電話で24時間対応するという、ご近所の助け合い運動です。

ゴミ出し、電気器具の取替え、簡単なお手伝い、高齢者の見守り、送迎、病気や怪我などの緊急時の対応、訪問販売の撃退など利用内容も様々ですが、協力者を募り、無理をせず、できる範囲で臨機応変に対応しています。

困った時、いつでも信頼できる人に伝わるという安心感を住民に与えています。

●素敵な世話焼きさんたち

会には、キーマンが2人います。ふれあいホットラインの窓口でもあるリーダーとサブリーダーで、2人とも地域の信頼が厚い世話焼きさんです。

リーダーがすべてを背負い込むのではなく、「一人でやっていると思っていないもの!」という言葉のとおり、自分が出て行けないと

きは気軽に近所の人に対応してもらうという姿勢、そして何よりも活動していると毎日感動があること、これがエネルギーとなっています。

24時間対応のホットラインをはじめ、住民として自分たちが「あればよいな」ということを、自分たちのできる範囲で肩肘はらず、大上段に構えず、まずやってみること。楽しい計画、本能的にうれしいこと(例えば、おいしい豚汁をみんなで食べる等)を上手に取り入れること。

身近な地域での福祉活動は、「この活動が必須」なのではなく、日常の生活の中からふと気がつくこと、住民の豊かなアイデアから高まっていきます。



各事例の詳細については、それぞれの市町社協へ問い合わせください。

県内市町社会福祉協議会名簿（平成17年3月現在）

社 協 名	〒	住 所	電 話
大津市社会福祉協議会	520-8530	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津内	077-525-9316
彦根市社会福祉協議会	522-0041	彦根市平田町670 市福祉保健センター別館	0749-22-2821
長浜市社会福祉協議会	526-0037	長浜市高田町12-34 社会福祉センター内	0749-62-1804
近江八幡市社会福祉協議会	523-0082	近江八幡市土田町1313 市総合福祉センターひまわり館内	0748-32-1781
草津市社会福祉協議会	525-0034	草津市草津三丁目13-25 旧市役所庁舎内	077-562-0084
守山市社会福祉協議会	524-0013	守山市下之郷592-1 福祉保健センター内	077-583-2923
栗東市社会福祉協議会	520-3015	栗東市安養寺190 総合福祉保健センター内	077-554-6105
甲賀市社会福祉協議会	528-0005	甲賀市水口町水口5609 水口社会福祉センター内	0748-65-6370
野洲市社会福祉協議会	520-2413	野洲市吉地1127 ふれあいセンター内	077-589-4683
湖南市社会福祉協議会	520-3234	湖南市中央一丁目1番地 湖南市社会福祉センター内	0748-72-4102
高島市社会福祉協議会	520-1521	高島市新旭町北畑45-1	0740-25-6514
米原市社会福祉協議会	521-0023	米原市三吉570 地域福祉センター内	0749-54-3105
東近江市社会福祉協議会	527-0016	東近江市今崎町21-1 八日市福祉センター内	0748-20-0555
志賀町社会福祉協議会	520-0514	志賀町木戸709 デイサービスセンター内	077-592-0800
安土町社会福祉協議会	521-1342	安土町上出908-1	0748-46-2571
蒲生町社会福祉協議会	529-1531	蒲生町市子川原676 いきがい活動支援センターせせらぎ内	0748-55-4895
日野町社会福祉協議会	529-1602	日野町河原一丁目1番地 勤労福祉会館内	0748-52-1219
竜王町社会福祉協議会	520-2552	竜王町小口4-1 福祉ステーション内	0748-58-1475
能登川町社会福祉協議会	521-1223	能登川町猪子124 総合健康福祉センターなごみ内	0748-42-8703
秦荘町社会福祉協議会	529-1234	秦荘町安孫子1216-1 ラポール秦荘いきいきセンター内	0749-37-8063
愛知川町社会福祉協議会	529-1313	愛知川町市731 愛知川福祉総合センター 愛の郷内	0749-42-7170
豊郷町社会福祉協議会	529-1161	豊郷町四十九院1252 豊栄のさと内	0749-35-8060
甲良町社会福祉協議会	522-0244	甲良町在士357-1 保健福祉センター内	0749-38-4667
多賀町社会福祉協議会	522-0341	多賀町多賀221-1 総合福祉保健センター内	0749-48-8127
近江町社会福祉協議会	521-0072	近江町顔戸21-2 地域福祉センター やすらぎハウス内	0749-52-4393
浅井町社会福祉協議会	521-0072	浅井町内保480-3	0749-74-8200
虎姫町社会福祉協議会	529-0112	虎姫町宮部3445 福祉保健センター内	0749-73-2656
湖北町社会福祉協議会	529-0341	湖北町速水1860 地域福祉センター さわやかホーム内	0749-78-2144
びわ町社会福祉協議会	526-0108	びわ町難波483 老人福祉センター内	0749-72-4399
高月町社会福祉協議会	529-0262	高月町西物部73-1 老人福祉センター内	0749-85-5700
木之本町社会福祉協議会	529-0423	木之本町千田53	0749-82-5419
余呉町社会福祉協議会	529-0515	余呉町中之郷2434 余呉やまなみセンター内	0749-86-8109
西浅井町社会福祉協議会	529-0701	西浅井町塩津浜1795 保健福祉センター内	0749-88-8181

滋賀県社会福祉協議会	525-0072	草津市笠山7丁目8-138 長寿社会福祉センター内	077-567-3920
------------	----------	---------------------------	--------------